

建材メーカーは被害者に真摯に謝罪し補償基金に拠出せよ

建設アスベスト訴訟 国会 FAX ニュース

【発行】2023年 第2号(3/7)
建設アスベスト訴訟全国連絡会



新宿区北新宿1-8-16
東京土建一般労働組合内
TEL 03-5332-3971
FAX 03-5532-3972

建材メーカーは被害者に心から謝罪し、 訴訟の解決に決断せよ

建材メーカーの大口株主企業に 訴訟解決への指導を要請

一日も早い建設アスベスト訴訟の解決へ、原告側の要請に応じない建材メーカーの姿勢を変えさせるために、ニチアスなどの大口株主である三井住友銀行、同信託銀行、みずほ銀行などに対して、株式を有する各建材メーカーに、社会的な役割にふさわしい解決を図るよう、株主の立場から指導を強めほしいと2~3月にかけて、要請行動を実施しました。

解体工等への不当な最高裁判決を覆すべく 各地の2・3陣訴訟では新証拠を提出

昨年の神奈川2陣最高裁判決は、解体作業に係る原告に対し、解体作業には建材メーカーの注意義務は及ばないとする不当判決を出しました。同じ建設業に従事してきた原告・被害者間に差別を持ち込むことは実態に合いません。

各地の2・3陣では、解体作業に従事している業者、調査社の意見書を提出、さらに1987年に放映されたテレビ番組を提出、当時から解体作業や屋外作業でも基準値を大幅に上回るアスベスト繊維が検出されていた新証拠を提出。建材メーカーや国がその事実を知らないわけがないことを明確に示すことができました。

京都2陣京都地裁判決は3/23 建材メーカーへの賠償判決は確実

一昨年の最高裁判決以降、2つの判決（北海道1陣札幌高裁判決、同2陣札幌地裁判決）とも、建材メーカーの違法を認めています。

京都2陣の京都地裁判決が3月23日に言い渡されますが、この判決でも建材メーカーの違法が断罪されることは明らかです。いつまで建材メーカーは原告と争いを続けるのか？一回ごとの判決で建材メーカーは問われ続けることとなります。

建設アスベスト給付金

1年間で3209人の被害者に給付決定

2021年5月の最高裁判決で国の違法が認められ、2022年1月より原告以外の建設業に従事したアスベスト被害者に給付が始まった「建設アスベスト給付金」は、月一度の認定審査会が12回開かれ、合計3209人の被害者に給付されることが決まっています。疾病別では、中皮腫1638人、肺がん1185人、石綿肺206人、その他疾病180人となります。

給付が決まった被害者・遺族から多くの感謝の声が寄せられています。ご支援いただいた議員の皆さんに心から感謝を申し上げます。

ご案内

京都2陣京都地裁判決院内報告集会

及び

建設アスベスト給付金法の改正求める請願署名提出集会

《日時》 3月29日(水) 午前11時~午後1時

《会場》 衆議院第1議員会館大会議室

* 出席された議員の方々からは、12時頃から激励のご挨拶を予定しています

* 2・3面に建材メーカーの責任を問う現在配布中のチラシを掲載しています。